

1年以上もの「給水停止」世帯を放置する水道事業の実態は改善を！ 給水停止はやめて、滞納世帯の状況把握と丁寧な納付相談、福祉減免等こそ必要

「水道が1年以上止められています」と寄せられた相談

「水道が1年以上止められているので、何とかしてほしい」と、共産党市議団に相談がありました。

滞納を理由に水道が止められていましたが、「滞納分を3回で払わなければ、水栓は開けられない」と水道局に言われ、「そんなお金はない」と、相談に応じることができず、1年以上もの長期にわたり水が止められていました。そのため、洗

濯や入浴もできず、時々身体をタオルでふいて生活していたそうです。また、ご飯はペットボトルの水を買い、炊くなど、大変厳しい生活を余儀なくされていました。

早速、水道局に納付相談を行い、払える金額での支払い約束を取り交わし、水道が使えるようになりました。

昨年、1年間で「給水停止」が2471件も

ここ数年「給水停止世帯」は減少してはいますが、昨年1年間で2471件もの給水停止状態がありました。今年9月議会・予算決算委員会で上野みえこ議員が、給水停止世帯の状況把握と適切な対応を求めました。水道局は、「直近の

実績（2020年7月）で、給水停止後の2日以内に約74%、5日以内に約8%が支払いをし、残り18%は「転居」と答弁し、長期給水停止はないかのような説明をしていましたが、実際には1年以上もの給水停止世帯が放置されていました。

「給水停止」ではなく、世帯の状況に応じた適切な対応を

水道料金を支払うことができない世帯は、経済的な困難のみならず、さまざまな困難を抱えています。取り立て一辺倒でなく、どうすればきちんと生活していけるのか、福祉的配慮のある相談と支払い約束をすべきです。「3カ月の滞納で給水停止にする」という機械的な

対応をしていますが、健康・福祉部門と相談をして対応すべきだと思います。

政令市7市が「福祉減免」実施

水道事業だけで20億円の純利益があります。そういう財源を使い、政令市7市が実施している「福祉減免」をぜひ実施すべきです。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 11月20日（水） 午前10時～12時
中央区生活相談所（大江5-15-20） Tel 375-2200
- 11月22日（金） 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所（渡鹿5-19-7） Tel 362-5181
- 12月10日（火） 午後3時～5時
東区生活相談所（広木町7-23-2） Tel 328-2656
- 12月10日（火） 午後5時30分～7時30分
さくら法律事務所（京町本町1-22） Tel 090-8667-3148
- 12月12日（木） 午後1時～4時
菜の花法律事務所（南区江越1-17-12） Tel 322-7731
- 12月23日（月） 午後6時～8時
北区生活相談所（武蔵ヶ丘1-10-1） Tel 338-2001

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1163

2019年11月17日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団

検索



日本共産党熊本市議団の 2020 年度政府予算編成に対する要望書を提出 災害支援・暮らし・福祉・子育て・教育を予算の中心に



2020 年度の政府予算編成に対する会派別の要望書を共産党熊本市議団として、文書で提出しました。

①熊本地震の復旧・復興、②国民健康保険、③介護保険、④生活保護、⑤がん検診無料化、⑥子育て支援、⑦無料低額診療、⑧後期高齢者医療、⑨ホームレス対策、⑩年金の充実、⑪感染症予防、⑫障がい者福祉、⑬地域経済活性化、⑭農漁業、⑮地下水保全、⑯立野ダム建設中止、⑰教育、⑱公共施設の維持管理、⑲公契約法制定、⑳道州制、㉑エネルギー政策、㉒憲法遵守・戦争法廃止、㉓マイナンバー、㉔公立病院の統廃合撤回、㉕消費税5%、以上の25項目です。主な内容を以下に紹介します。

熊本地震の復旧・復興支援

- ①「被災者生活再建支援金」の拡充
罹災証明の判定基準見直し
農漁業等の復旧支援策拡充
一部損壊への支援を国の制度に災害貸付けは無利子に
- ②国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の保険料・利用料減免復活
- ③地盤・擁壁被害や液状化対策充実
- ④仮設・みなし仮設住宅等の入居期限延長
- ⑤民間も含めた建物耐震化促進支援
- ⑥学校施設の耐震化・建替え促進
- ⑦グループ補助金拡充
- ⑧住宅・店舗リフォーム助成創設
- ⑨被災農家への支援拡充

国民健康保険の改善

- ①国の1兆円公費投入による保険料の引下げ、均等割廃止
- ②子ども・ひとり親・重身医療費助成の現物給付へのペナルティ廃止
- ③特定健診の利用者負担軽減
- ④保健事業への財政的支援

介護保険の充実

- ①国庫負担引上げによる保険料・利用料引下げ、保険料・利用料の減免
- ②低介護度の人を保険から外さない
- ③特養入所対象者を介護度3以上に限定しないこと
- ④介護療養病床の廃止はしない
- ⑤介護従事者の処遇改善

子育て支援の充実

- ①国の子ども医療費助成制度創設
- ②幼児教育・保育の完全無償化
- ③児童育成クラブの充実
- ④保育の待機児・保留児解消、認可外保育所への支援充実
- ⑤妊婦健診への公費負担拡充

生活保護の改善

- ①住宅扶助費引き上げ
- ②級地引き上げ
- ③遡及年金等の自立更生支援
- ④親族の扶養義務を強制しない
- ⑤老齢加算復活
- ⑥移送費の適切な支給
- ⑦嘱託ケースワーカー配置中止
- ⑧すべての世帯へのエアコン設置



農漁業への支援

- ①諫早干拓開門
- ②TPP・日米FTA中止
- ③農産物の価格保障・所得補償
- ④有害鳥獣対策への支援



教育の充実

- ①非正規教員をなくし、教員増員を
- ②小中学校全学年で30人以下学級を
- ③学校給食無償化
- ④学級支援員配置への財政的支援
- ⑤ソーシャルワーカー配置への支援
- ⑥大学・専門学校などの無償化
- ⑦給付型奨学金創設、返済減免実施
- ⑧就学援助の国庫負担拡充など

公立病院への支援拡充

- ①市民病院・植木病院ほか、県下の公立病院を再編対象施設から外す
- ②小児循環器内科医療への支援拡充
- ③感染症医療への支援拡充
- ④総合周産期医療への支援拡充

立野ダム問題

- ・立野ダム建設を中止し、白川の河川改修促進を



消費税問題

- ・消費税は5%に戻す